

令和 8 年 第 2 回 臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和 8 年 4 月 2 8 日 開会

令和 8 年 4 月 2 8 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和8年第2回奈井江町議会臨時会

令和8年4月28日（火曜日）

午前10時00分開会

午前10時25分閉会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 令和8年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第4号 奈井江町税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第3号 令和8年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第5号 町有財産の取得について【ロータリ除雪車】
- 第 8 議案第6号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（13名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	辻 脇 泰 弘
教 育	長	相 澤 公
総 務 課 参 事		杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事		松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事		鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事		石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長		鈴 木 宏 明
町民生活課長兼会計管理者		本 田 哲 也
企 画 財 政 課 長		井 上 健 二

教育委員会事務局長	遠藤友幸
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
代表監査委員	山口俊哉

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	是枝圭祐
議会庶務係主査	栗山ひろみ

(1 0 時 0 0 分)

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。第2回の臨時会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和8年奈井江町議会第2回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、星議員、3番、篠田議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第3、議案第1号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

おはようございます。臨時会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」。

専決事項は、令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）であります。

第1条において、歳入歳出それぞれ4,037万9,000円を追加し、総額をそれぞれ62億6,998万8,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、令和7年度の地方交付税等、歳入予算の確定を主たるものとし、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

令和8年4月28日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳出より説明いたしますので、12ページをお開きください。

2款1項10目の地域振興基金では、ご寄附による積立てで20万円を追加計上。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款地方譲与税から10ページにわたります12款交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付額の確定により合わせて1,106万2,000円を追加計上。

15款2項4目の土木費国庫補助金では、地方公共団体への道路除雪費の支援として交付された社会資本整備総合交付金、臨時道路除雪事業費補助金、合わせて2,885万円を追加計上。

18款寄附金では、小笠原外吉様からのご寄附により20万円を追加計上。

下段から11ページにわたります21款5項1目の雑入では、宝くじ交付金収入の確定により26万7,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差4,017万9,000円については、歳出12ページの財政調整基金積立金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第2号「令和8年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の13ページをお開きください。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」。

専決事項は、令和8年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条において、歳入歳出それぞれ176万円を追加し、総額をそれぞれ56億8,776万円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、奈井江町民プールのオープン前準備にあたり発覚した配管漏水の修繕経費が不足したため、体育施設の管理運営に要する経費で、4月

14日付で専決処分を行ったものであります。

令和8年4月28日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出より説明いたしますので19ページをお開きください。

10款6項2目の体育施設費で、修繕料176万円を追加計上しております。

以上におけます歳入歳出の差176万円については、歳入18ページの財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第5、議案第4号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正す

る条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の２７ページをお開きください。

議案第４号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」。

令和８年４月２８日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正するものであります。

詳細については担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

改正内容につきまして、臨時会資料の資料１により説明いたしますので、１ページをご覧ください。

今回の改正は、令和８年度の地方税法の改正に伴い、町税条例、都市計画税条例を改正するものであります。

主な改正点について説明いたします。

１の賦課徴収、納税証明事項につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割の名称を軽自動車税に改めるものであります。

次に、２の個人町民税関係につきましては、所得割の課税標準について、特定大口株主配当に関連する所得割課税標準の扱いは、これまで源泉徴収なしという仕組みから、支払い時に住民税を特別徴収し、確定申告で精算する仕組みへとなるものであります。

次に、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正であります。

次に、町民税の申告、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、引用条項の変更に伴う条文の整理によるものであります。

次に、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係るものであり、扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う条文整理によるものであります。

次に、３の固定資産税関係につきましては、固定資産税の免税点に係るものであり、固定資産税の免税点について、家屋は「２０万円」を「３０万円」に、償却資産は「１５０万円」を「１８０万円」に改めるものであります。

次に、4の軽自動車税関係につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条文整理によるものであります。

続きまして、2ページをお開きください。

5の国民健康保険税関係につきましては、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の措置であり、その課税限度額を3万円とする規定の新設及び基礎課税額の課税限度額を現行の「66万円」を「67万円」に改めるものであります。

次に、子ども・子育て支援納付金課税額について、所得割額は基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定、被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円、18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円、世帯別平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1,000円、特定世帯は500円、特定継続世帯は750円にするものであります。

次に、国民健康保険税の減額について、減額後の基礎課税額を現行の「66万円」を「67万円」に改めるものであります。

また、第142条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から7割軽減、5割軽減、2割軽減に該当する被保険者の均等割額及び平等割額を減額して得た額が3万円を超える場合には、限度額を3万円にするものであります。

次に、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乘じるべき金額について、現行の「30万5,000円」を「31万円」に、現行の「56万円」を「57万円」にする改正と、18歳未満の被保険者に対する均等割額は10割軽減とするものであります。

6の附則につきましては、附則第6条について、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係るものであり、適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第7条の3、附則第7条の3の2について、個人の町民税の住宅借入金特別税額控除に係るものであり、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第7条の4について、寄附金税額控除における特定控除額の特例に係るものであり、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正であります。

附則第8条第1項、第2項について、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係るものであり、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第9条の2について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正であります。

附則第10条の2第3項から第26項について、改修特別特定建築物に対する減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を追加するものであります。

附則第10条の3第7項から第10項、第12項、第15項、第16項について、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告であり、対応する法令の改正に伴う条文整理によるものであります。

附則第15条の2第1項から第4項、資料中段の附則第16条の2第1項から第3項

までについて、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

附則第16条の3第3項第2号並びに第16条の4第3項第2号及び附則第17条第3項第2号について、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係るものであり、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び対応する法令の改正に伴う条文整理によるものであります。

附則第16条の6から附則第16条の16について、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の措置であります。

附則第17条の2第1項、第2項、第4項について、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係るものであり、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第18条第5項第2号及び附則第19条第2項第2号について、短期譲渡所得に係る個人の町民税、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係るものであり、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び対応する法令の改正に伴う条文整理によるものであります。

附則第19条の3について、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係るものであり、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、法規定の新設であります。

附則第20条第2項第2号並びに附則第20条の2第2項第2号、第5項第2号及び附則第20条の3第2項第2号、第5項第2号について、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税、特定適用利子等及び特定適用配当等に係る個人の町民税、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る町民税の課税の特例に係るものであり、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び対応する法令の改正に伴う条文整理によるものであります。

7の都市計画税関係につきましては、附則第2項から附則第6項について、引用条項の変更に伴う条文整理によるものであります。

附則第7項について、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設に係るものであり、対応する法令の改正に伴う条文整理によるものであります。

附則第8項について、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の適用を受けようとするものがすべき申告であり、引用条項の変更と条文整理によるものであります。

附則第9項から附則第14項について、宅地等に課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例であり、引用条項の変更と条文整理によるものであります。

附則第16項について、農地に対して課する都市計画税の課税の特例であり、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例であり、引用条項の変更と条文整理によるものであります。

附則第 17 項から第 18 項について、対応する法令の改正に伴う条文整理によるものであります。

また、改正条例の附則といたしまして、それぞれ施行期日を規定しております。

以上、「奈井江町税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例」の主な改正点について、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 19 分)

●議長

日程第 6、議案第 3 号「令和 8 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の20ページをお開きください。

議案第3号「令和8年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ291万9,000円を追加し、予算の総額を1億8,171万9,000円とするものであります。

令和8年4月28日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳出より説明いたしますので、26ページをお開きください。

1款1項2目の広域連合負担金で、子ども・子育て支援給付金創設に伴う負担金258万3,000円を追加計上しております。

続いて、歳入について説明いたしますので、25ページを開きください。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税で291万9,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差33万6,000円につきましては、歳出26ページの基金積立金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第7、議案第5号「町有財産の取得について【ロータリ除雪車】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の42ページをお開きください。

議案第5号「町有財産の取得について」。

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。

令和8年4月28日提出、奈井江町長。

記をご覧ください。

- 1、取得する財産、ロータリ除雪車。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約の金額、6,510万9,000円。
- 4、契約の相手方、札幌市中央区、ナラサキ産業株式会社北海道支社であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、町有財産の取得についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

日程第8、議案第6号「固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(10時23分)

(再開)

(10時23分)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。議案書 44 ページをお開きください。

議案第 6 号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」。

固定資産評価員田中恵氏が、令和 8 年 3 月 31 日をもって辞職したので、後任として本田哲也氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、町議会への同意を求めるものがあります。

令和 8 年 4 月 28 日提出、奈井江町長。

本田氏の履歴につきましては、下記に掲載をしております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 6 号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(10 時 24 分)

閉会

(10 時 25 分)

●議長

会議を再開します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和８年奈井江町議会第２回臨時会を閉会といたします。
皆さん大変ご苦労さまでした。

(１０時２５分)